

四街道市第9回農業委員会議事録

令和4年12月8日(木)

第9回農業委員会総会会議次第

日時： 令和4年12月 8日

午後 2時00分より

場所： 福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

8番 細野 裕樹 委員

9番 勝山 高治 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第3号 令和4年度第7次農用地利用集積計画（案）の決定について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第4号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（14名）議席順

1番 梅澤久史	2番 江原清
3番 佐藤由美子	5番 林田静治
6番 井岡信夫	7番 小金井貞夫
8番 細野裕樹	9番 勝山高治
10番 石川博行	11番 佐藤慎一
12番 中村礼奈	13番 溝口貴久
14番 橋本豊	15番 三石浩

欠席委員（0名）

会議に出席した農地利用最適化推進委員

山崎 哲保 栗山 治 海保 衛
中基 實

会議に出席した事務局職員の職・氏名

局長補佐 渡辺 弘之
主任主事 酒井 哲也
主事 遅澤 瑞希

令和4年度第9回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和4年12月8日（木）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和4年度第9回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は14名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

また、今回は農地利用最適化推進委員4名が出席しております。推進委員の皆さんは、議事には参加できますが、採決には参加できないことをご了承ください。

次に、本日の議事録署名委員8番細野委員、9番勝山委員をお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、整理番号1項についてご説明いたします。

譲受人は亀崎に居住しており、売買により田1,431平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、農業歴40年のベテランで、市内に8,922平方メートルの田と5,636平方メートルの畑を所有しており、新たに隣接地の田1,431平方メートルを購入するものです。これにより、15,989平方メートルの農地を農業経験30年の配偶者と2名で耕作する予定です。

田植機・コンバイン・トラクター等を所有しており全部耕作要件は満たしております。

位置につきましては、17ページ及び18ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、去る12月1日に第3班による事前調査会が行われております。班長の佐藤慎一委員に説明をお願いします。

○佐藤慎一委員 11番佐藤です。12月1日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。譲受人は所有農地の全て効率利用要件及び農作業従事要件が妥当なため、第3班としては、許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議長 地区担当の林田委員、説明をお願いします。

○林田委員 5番林田です。先程事務局から説明のありましたとおり、経営規模拡大のための第3条による隣接地の所有権移転です。場所は、佐倉市との境に位置しています。地区担当といたしましては、何ら問題がないと思います。

○議長 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号1項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項についてご説明いたします。

申請地は、上野の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

譲受人は、千葉市若葉区で住宅リフォーム事業を展開していましたが、事業を再構築し、新築住宅の請負販売に移行することにしました。これに伴い資材置場を探していましたが、材料の仕入れ先が近いこと、立地条件、形状、規模等が当社の希望と一致したことから、166平方メートルの畑を資材置場として整備するものです。

敷地内は整地のみで砂利は敷きません。

周辺への被害防除ですが、農地側はブロック塀を2段設置し、土砂等の流出を防止します。周囲は2メートルのフェンスを設置します。

用水については、上水、汚水、雑排水はありません。雨水は自然浸透とします。

資金については、全て自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては19ページ及び20ページの案内図をご覧ください。説明は以上です。

○**議長** 議案第2号整理番号1項につきまして、去る12月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の佐藤慎一委員に説明をお願いします。

○**佐藤慎一委員** 11番佐藤です。12月1日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画・土地利用計画は妥当であり、周辺農地に対する被害防除等に努めているため、第3班としては、許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○**議長** 続いて、地区担当委員の小金井委員、説明をお願いします。

○**小金井委員** 7番小金井です。事務局、班長の説明のとおりです。当該地は、住宅のリフォーム業から新築住宅の請負販売への事業移行に伴い、必要となる材料置場として利用するものです。なお、隣の地権者は実の兄弟と言う事で問題はなく、許可相当であると思います。

○**議長** 議案第2号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議長** 全員賛成ですので、議案第2号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○**議 長** 次に、議案第2号の整理番号2項を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 整理番号2項についてご説明いたします。

申請地は、鹿放ヶ丘の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

譲受人は、船橋市で貨物自動車運送業を営んでおり、主に建設機械、重機などの重量物運搬業務を行っています。市内大日に千葉営業所と車庫を所有しておりますが、この度重機や通勤用車両の駐車場を確保する必要が生じ、用地を探していました。

当該地は千葉営業所の近傍地であり、管理がし易く、相互の連携移動も比較的容易であると見込まれることから、1,818平方メートルの畑を借用し、資機材置場、駐車場に整備するものです。なお、隣地の雑種地、1,983平方メートルを合わせて借用し使用します。

周辺への被害防除ですが、敷地内は転圧し砕石敷きとします。周辺との境界は、単管パイプと安全鋼板で仕切る予定です。周辺は非農地であり、営農上の影響はないものと思われれます。

用水は使用せず、雨水は敷地内にて自然浸透とします。

資金については、全て自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、21ページ及び22ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議 長** 議案第2号整理番号2項につきまして、去る12月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の佐藤慎一委員に説明をお願いします。

○**佐藤慎一委員** 11番佐藤です。12月1日に事前調査会を行いました。内容は、事務局の説明のとおりです。事前調査会で多少訂正をしてもらった土地利用計画は妥当であり、周辺への被害防除にも努めており、第3班としては、許可相当と判断しました。詳細につきましては地区担当委員よりお願いします。

○**議 長** 続いて、地区担当の三石委員、説明をお願いします。

○**三石委員** 15番三石です。場所は、市中心部から鹿放ヶ丘5差路を斜め右に曲がり、800メートル程先です。出入り口は、混雑する道路に面しているため、約2メートルセットバックし、出入りしやすくするそうです。なお、隣地の雑種地もこの先を考え20センチセットバックし、共々安全鋼板で境界を仕切るとの事です。

○**議 長** 議案第2号整理番号2項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明が

ありました。

質問はございますか。

○議 長 井岡委員。

○井岡委員 6番井岡です。これだけのスペースで、駐車場として使うそうですが、トイレの設備はどうなっていますか。

○議 長 事務局。

○事務局 土地利用計画にはトイレはないので、設置はしないと思います。近くのコンビニ等の利用が考えられます。

○議 長 他に質問はありますか。

○議 長 細野委員。

○細野委員 8番細野です。地図を見た限りでは、入口は狭隘道路であり車両の出入りがかなり窮屈そうだが、本当に大丈夫なのですか。

○議 長 現地を視察したところ、出入りに関しては問題ないと思います。

○議 長 他に質問はありますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号2項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議 長 議案第3号の審議に入る前に、議事の進め方について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 議案第3号 第7次農用地利用集積計画(案)につきましては、江原会長と小金井職務代理者が関連する案件が含まれています。お二人とも退席されますと議長がいなくなりま

すので、議事進行ができなくなります。

そこで、まず、江原会長の関連する番号2と番号3を除いた番号1及び番号4から番号15までをご審議いただきます。この時、小金井職務代理者は退席となります。

その部分を議決していただいたのち、江原会長が退席し、小金井職務代理者が議長となり、番号2及び番号3をご審議いただきたいと思います。

変則的な議決となりますが、議事進行上そのようにお願いしたいと思います。

○議長 ただ今、事務局から説明のあった通り議事を進めたいと思いますがご異議はありますか。

(異議なし)

○議長 小金井職務代理者は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、審議開始から終了まで退席をお願いします。

審議終了後に入室をお願いします。

暫時休憩します。

(暫時休憩・委員1名退室)

○議長 再開します。

議案第3号「令和4年度第7次農用地利用集積計画（案）の決定について」の内、番号1及び番号4から番号15までを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局 3ページをお開き下さい。

議案第3号 令和4年度第7次農用地利用集積計画（案）の決定についてのうち、番号1及び番号4から番号15までを説明いたします。

四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和4年度第7次農用地利用集積計画（案）の決定を求められたものです。

4ページをお開き下さい。

第7次農用地利用集積計画（案）のうち、番号1及び番号4から番号15までです。今回は、新規1件、更新12件となります。また、借受者は、6人です。

番号1につきましては、内黒田の田1筆で新規、利用権は使用貸借、終期は令和15年12月31日となります。

番号2及び番号3についてはのちほど説明いたします。

5ページをお開き下さい。

番号4につきましては、亀崎の田3筆で更新、利用権は賃借、終期は令和10年12月31日となります。

番号5につきましては、上野の田2筆で更新、利用権は使用貸借、終期は令和7年12月31日となります。

番号6につきましては、中台の田1筆で更新、利用権は使用貸借、終期は令和7年12月31日となります。

6ページをお開き下さい。

番号7につきましては、和田の田2筆で更新、利用権は使用貸借、終期は令和7年12月31日となります。

番号8につきましては、物井の畑1筆で更新、利用権は賃借、終期は令和9年12月31日となります。

番号9につきましては、大日の畑1筆で更新、利用権は使用貸借、終期は令和9年12月31日となります。

7ページをお開き下さい。

番号10につきましては、鹿渡の田4筆で更新、利用権は賃借、終期は令和7年12月31日となります。

番号11につきましては、亀崎の田1筆で更新、利用権は賃借、終期は令和9年12月31日となります。

番号12につきましては、物井の田5筆で更新、利用権は賃借、終期は令和14年12月31日となります。

8ページをお開き下さい。

番号13につきましては、物井の田2筆で更新、利用権は賃借、終期は令和14年12月31日となります。

番号14につきましては、亀崎の田7筆で更新、利用権は賃借、終期は令和14年12月31日となります。

番号15につきましては、亀崎の田4筆で更新、利用権は賃借、終期は令和9年12月31日となります。

9ページの整理番号1及び3から5まで、10ページの整理番号6、7は、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 議案第3号、番号1及び番号4から番号15までにつきまして、事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第3号、番号1及び番号4から番号15までにつきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号、番号1及び番号4から番号15までにつきましては、可決いたします。

○議長 審議が終了しましたので、退席委員の入室を許可します。そして、議長を交代いたします。

暫時休憩します。

(暫時休憩・委員1名入室 委員1名退室)

○議長代理(小金井委員) 再開します。

議長が退席されている間、暫く議長職を交代します。

○議長代理 それでは、議案第3号、番号2及び番号3を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 3ページをお開き下さい。

議案第3号 令和4年度第7次農用地利用集積計画(案)の決定についてのうち、番号2及び番号3を説明いたします。

四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和4年度第7次農用地利用集積計画(案)の決定を求められたものです。

4ページをお開き下さい。

第7次農用地利用集積計画(案)のうち、番号2及び番号3です。今回は、新規2件となります。また、借受者は、1人です。

番号2につきましては、内黒田の田2筆で新規、利用権は賃借、終期は令和15年12月31日となります。

番号3につきましては、亀崎の田2筆で新規、利用権は賃借、終期は令和10年12月31日となります。

9ページの整理番号2は、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長代理 議案第3号、番号2及び番号3につきまして、事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長代理 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第3号、番号2及び番号3につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長代理 全員賛成ですので、議案第3号、番号2及び番号3につきましては、可決いたします。

○議長代理 審議が終了しましたので、退席委員の入室を許可します。そして、議長を交代いたします。
暫時休憩します。

(暫時休憩・委員1名入室)

○議長 再開します。

○議長 次に、協議報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」
事務局の説明をお願いします。

○事務局 11ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項、2項の2件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、貸駐車場、児童福祉施設に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に協議報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」
事務局の説明をお願いします。

○事務局 12ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から14ページの整理番号7項までの7件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転を受けて専用住宅、公衆用道路に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に協議報告第3号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 15ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があり、調査の結果を回答したので報告致します。

整理番号1項につきましては、11月8日に勝山委員と事務局で現地確認を行い、すべて農地と回答いたしました。

なお、後日、千葉地方法務局佐倉支局の登記官から電話による連絡があり、整理番号2から12までについては、原野に地目変更するとの連絡がありました。

説明は以上です。

○**議 長** 次に協議報告第4号「相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 16ページをお開き下さい。

協議報告第4号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について、相続者から相続税の納税猶予の適用を受けている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願いがあったので現地確認を行い証明書を発行致しました。

整理番号1の物井の田6筆、畑2筆、もねの里二丁目の畑3筆の11, 328平方メートルにつきましては、11月24日に井岡委員と事務局で現地調査を行い、自ら農地として利用していることを確認致しました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 協議報告第1号から第4号について、事務局から説明がありました。質問はございますか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、協議報告第1号から第4号は、終了いたします。

○**議 長** 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

4. その他

○議 長 次に、その他に入ります。
委員から何かございますか。

(意見なし)

○議 長 事務局から何かありますか。

○事務局 令和5年度来年度のスケジュールについて説明。その中で、視察研修は大型バスが使用不可のため中止になりました。研修の参加につきましては、11月のブロック研修は、第2班、青葉の森研修は、第3班が担当にし、これに合わせて推進委員の班編成が示された。更に、来年1月13日実施予定の認定農業者との意見交換会の内容について説明が行われた。

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

1月の開催予定については、事前調査会が1月5日の木曜日に、第1班の委員にお願い致します。

また、総会が1月11日の水曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。

農地相談日は1月5日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了致しましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時41分

令和4年12月8日

農業委員会長

議事録署名委員

8番

9番